

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

健康長寿あんしん課 健康推進館 ☎0978-64-2540

肺炎は死因の第3位で、高齢になるほど死亡率が高くなります。肺炎を予防し、重症化を防ぐために、予防接種を受けましょう。

【対象者】※年度によって対象者が異なるので、ご注意ください。

①平成28年度の対象者

65歳(昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ)
70歳(昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ)
75歳(昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ)
80歳(昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ)
85歳(昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日生まれ)
90歳(大正15年4月2日～昭和 2年4月1日生まれ)
95歳(大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれ)
100歳(大正 5年4月2日～大正 6年4月1日生まれ)

②60歳～65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい

を有する方(※身体障害者手帳1級程度)
※過去に肺炎や肺炎球菌感染症にかかっている方も予防接種の対象となります。

※これまでに接種したことがある方は予防接種の対象になりません。

【接種期間】 平成28年4月1日～平成29年3月31日

【接種費用】 2,000円(自己負担)

【接種場所】

県内の高齢者肺炎球菌の予防接種をしている医療機関

▼杵築市内の高齢者肺炎球菌予防接種をしている医療機関

医療機関名	電話番号	予約
伊藤小児科循環器科医院	0978-62-6311	要
衛藤外科	0978-63-6977	要
杵築中央病院	0978-62-3080	要
杵築泌尿器科クリニック	0978-63-3900	要
くまもとココロクリニック	0978-68-8650	要
くりやまレディースクリニック	0978-66-1177	要
しおはま診療所	0978-66-1220	要
菅原内科	0978-63-5588	要
田原医院	0978-62-2525	要
徳丸医院	0978-63-8765	要
渡辺内科医院	0978-62-2104	要
矢野医院	0978-52-2017	要
小野医院	0977-75-0187	要
杵築市立山香病院	0977-75-1234	不要
佐藤医院	0977-75-0217	要
友岡医院	0977-76-2310	要
やまが博愛病院	0978-52-2017	要

※事前に各医療機関にご確認ください。

「障害者差別解消法」が施行されます

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる差別解消法)が、平成28年4月1日から施行されます。この法律では、国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による障がい

を理由とする差別を禁止しています。

杵築市は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生活することのできる社会(共生社会)の実現のために取り組みを進めます。民間事業者をはじめ、市民のみなさんのご協力をお願いします。

【障がいを理由とする差別の禁止】

●不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供などを拒否・制限したり、条件をつけることは差別に当たります。

●合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにも関わらず、「社会的障壁」を取り除く配慮をしないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

この場合、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために、必要かつ合理的な配慮が求められます。

【例】車いすの人が段差を移動するときの手助け、窓口において障がいに応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げ、手話など)で対応すること等

【相談窓口・お問い合わせ】

福祉推進課 障害福祉係
(☎0977-75,2405)(Fax0977-75,1141)

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	× 禁止	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者(個人事業者、NPO等の非営利事業者も含む)	× 禁止	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

平成28年4月から障がい福祉の新しい制度が始まります

福祉推進課 障害福祉係 ☎0977-75-2405

事業の見直しに伴い、これまでの「在宅障害者支援手当」が廃止され、新たに2つの制度が始まります。

制度を利用するには、申請が必要となります。申請書類は、市ウェブサイトからもダウンロードできます。詳しくは、障害福祉係までお問い合わせください。

障がい者手帳等取得助成制度

「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「自立支援医療費受給者証(更生・育成・精神)」の交付または更新の際に、医師診断書および添付写真が必要な場合に要する経費の一部が助成されます。

【助成対象者】 申請日において、市内に居住する者
※生活保護受給者は除きます。

【助成金額】

1人につき、1年度において5,000円を限度とします。

①診断書作成に必要な診断書料および文書料

※5,000円を限度

②手帳再交付、再認定時写真代等

※1,200円を限度

障がい者移動支援助成制度

「障がい者手帳」所持者に対し、公共交通機関等の利用助成を行い、障がい者の社会参加や地域生活移行、就労促進を図るため、交通費の助成を行います。

【助成対象者】

身体手帳1級、療育手帳A

精神手帳1～3級の各手帳所持者

※一般に、交通機関等割引適用のある「身体障害者手帳」「療育手帳」の所持者は重度の方を対象とし、割引適用の無い「精神障害者保健福祉手帳所持者」についてはすべての等級を対象とします。

【助成方法】

助成券を交付(1冊1,000円で1か月分。12か月分を限度)。

市指定交通事業所のバス・タクシー、市コミュニティバスで利用できます。

〔市指定交通事業所〕

バス……国東観光バス、大分交通(株)

タクシー…杵築国東合同タクシー、三光タクシー

山香タクシー、日出タクシー

市民提案型まちづくり事業(自由型)を募集！

政策推進課 コミュニティ協働係 ☎0978-62-1804

元気で活力ある協働のまちづくりを推進することを目的に、市民団体などが企画・提案し実施する各種事業を支援します。ぜひご活用ください。

【申込み期限】 5月20日(金)

※期限後も予算内で随時受付を行います。事前に政策推進課への相談が必要です。この場合の申込み期限は、事業着手予定日の2か月前です。

【対象事業】

①地域間交流、人材育成、青少年健全育成、イベント支援事業

②教育・文化・スポーツ振興事業

③産業振興事業 …など

※次の各号に該当する事業は交付の対象となりません。

(1)特定の個人または団体のみが利益を受ける事業

(2)補助対象経費の総額4万円未満の事業

(3)宗教的活動、政治的活動および選挙活動に関わりのある事業

(4)通常の公民館活動の事業

【補助率】 補助対象経費の2分の1以内

【補助限度額】 50万円

【注意事項】

①事務的・管理的経費、食糧費、災害復旧工事、用地取得費、既存施設の維持補修費、公民館建設費などは補助対象経費とはなりません。

②事業の採択は、申請団体のプレゼンテーション方式により「市民提案型まちづくり事業審査会」で審査します。

③予算総額は400万円です。

④同一事業に対する補助金の交付回数は通算3回(1年1回)を限度とします。